

第3回柳川市都市計画審議会議事録

日 時	平成24年 1月 13日 (金) 9:30~12:00	
場 所	柳川市民会館第2会議室	
出席者	委 員	大森洋子様・田中満義様・成清法作様・立花寛茂様・池末武幸様・西田晴征様・中村國保様・竹井澄子様・山田奉文様
	事務局	幹事：建設部長 野田 彰・まちづくり課長 大淵洋祐 まちづくり課長補佐 渡辺洋児・まちづくり計画係長 目野隆広
議 案	柳川都市計画道路の変更について、柳川市景観計画（案）について	
審議の経過	別紙議事録のとおり	
審議の結果	原案のとおりとする。柳川市景観計画（案）については意見聴取。	

事務局

定刻となりましたので、第 3 回柳川市都市計画審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中にご出席いただきまして誠にありがとうございます。本日進行をさせていただきますまちづくり課の渡辺と申します。よろしくお願いたします。開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。

事前に配布いたしました資料としまして、資料 1 の柳川都市計画審議会資料、柳川都市計画道路の変更（福岡県決定）の分でございます。A 4 サイズで表紙を入れて 6 枚と図面が 8 枚付いている分でございます。それと資料 2 の柳川都市計画道路の変更（柳川市決定）分でございます。A 4 サイズで表紙を入れて 5 枚と A 3 サイズの図面 6 枚でございます。それと柳川市景観計画（案）でございます。これまでの資料はありますでしょうか。本日配布させていただいた資料として、本日の次第、諮問書の写し、委員さんの名簿、柳川市都市計画審議会条例、参考資料の 1 の都市計画道路の変遷、参考資料 2 の柳川市マスタープランにおける見直し対象路線、参考資料 3 の図面でございます。それと、柳川市景観計画の背景でございます。以上でございますが、資料のない方はいらっしゃいませんか。

それでは、次第に沿いまして議事の方に入りたいと存じます。まず、金子健次柳川市長よりご挨拶申し上げます。

副市長

皆様おはようございます。副市長の刈茅でございます。本日、市長が公務のため出張しておりますので代わってご挨拶申し上げます。本日はご多忙のなか、都市計画審議会にご出席いただきましてありがとうございます。また、都市計画審議会の委員を委嘱お願いしましたところ、快くお引き受けいただきまして心よりお礼申し上げます。皆様方には平素より、柳川市政全般にわたりましてご理解とご支援を賜り、重ねてお礼申し上げます。

さて、本市では平成 19 年 2 月に策定致しました第 1 次総合計画を受けまして、平成 21 年 3 月に当審議会の審議を経まして、都市計画マスタープランを作成いたしましたところでございます。本日はその都市計画マスタープランの策定時にご指摘をいただいております本市の未整備都市計画道路につきまして、このたび井上福岡大学工学部教授を委員長とします外部の有識者、市民代表、市議会議員などで構成しております「柳川市都市計画道路検討委員会」の答申を受けまして、さらに庁内関係部署による検討を踏まえまして、今回見直し案を策定致しました。これにつきましてご審議をよろしくお願したいと思

ます。また、本年1月1日の市報でご案内致してしております、本市では「景観計画（案）」を策定致したところでございます。先代が築き上げました本市ならではの景観を将来に引き継いでいこうとするものでございます。景観計画につきましては、景観法に基づきまして都市計画審議会のご意見を伺うことになっておりますので、ご審議の方をよろしくお願いと思います。最後に、都市計画を始め、市政運営にあたりまして委員の皆様のご指導、ご支援をいただきながら、水と人とまちが美しい水郷柳川を目指して努力続けてまいります。なにとぞよろしくお願い申し上げます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局

ありがとうございました。

続きまして審議会委員の皆様にも市長から委嘱状の交付を行います。私の方からご紹介をかねまして、委員のお名前をお呼びいたします。なお、ご紹介の順番は順不同となりますのでどうぞご了承ください。

大森洋子様、田中満義様、成清法作様、立花寛茂様、池末武幸様、西田晴征様、中村國保様、山田奉文様、竹井澄子様

本日は、江口文博様、田中雅美様、栗田泰正様はご欠席されております。なお、委嘱状の交付につきましては、第1回と2回の審議会におきまして会長をしていただきました大森委員に代表でお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

副市長

委嘱状、大森洋子様、柳川市都市計画審議会委員を委嘱します、ただし委嘱期間は平成23年9月1日から平成25年8月31日とする。

平成23年9月1日 柳川市長金子健次

どうぞ、よろしくお願い致します。

事務局

ありがとうございました。なお、委員の皆様への委嘱状につきましては席の方にお配りしております。本日はお忙しいなか、大変お世話をおかけしますがどうぞよろしくお願い致します。

それでは、本日の審議会の担当職員が幹事として出席しておりますので、私のほうから紹介致します。

建設部長の野田でございます

野田部長

野田でございます。よろしくお願い致します。

まちづくり課長の大淵でございます。

大淵課長

大淵です。どうぞよろしくお願いいたします。

私、まちづくり課長補佐の渡辺でございます。よろしくお願いいたします。
まちづくり計画係長の目野でございます。

目野係長

目野と申します。よろしくお願いいたします。

以上4名が幹事として出席しております。よろしくお願いいたします。

事務局

続きまして、会長の選任に移ります。会長につきましては、審議会
条例の第5条第1項により学識経験者の中から選挙で選ぶということ
になっておりますが、委員の皆様の中で立候補していただける方はご
ざいませんでしょうか。

立候補がございませでしたら、事務局のほうで指名推薦をしたいと
存じますがいかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。では、異議なしということで、前回の審議会
でも会長をしていただいております大森委員にお願いしたいと存じま
すが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは大森委員、前の方をお願いします。

ここで、大森教授のご紹介をさせていただきます。

大森教授は久留米工業大学に席をおかれておりまして、歴史的なまち
なみや、文化的景観など、地域の活性を保全しながらのまちづくりや、
それらの景観を観光資源として生かしたまちづくりに研究や実践にて
取り組んでおられます。また、福岡県はもとより、長崎県など多くの
審議会委員も務められております。

また、景観等の各委員会の委員にも参加されておられて、幅広い分
野でご活躍されております。近隣では、大牟田市、久留米市、小郡市、
春日市等で都市計画審議委員も務められております。

それでは、大森会長にご挨拶をお願いします。

- 大森会長 皆様初めまして、久留米工業大学の森でございませう。僭越ながら会長をさせていただくことになりました。
- 都市計画は、まちづくりの核となるものでございませうので、皆様方のご意見を伺いながら委員会を進めていきたいと思ひませうので、どうぞよろしくお願い致します。
- 事務局 ありがとうございます。
- 続きまして、会長に代わるものの指名及び議事録署名人の指名に移りたいと思ひませう。
- 大森会長お願いいたします。
- 大森会長 地元の方をよくご存じでいらっしやって、ご活躍されております、立花委員にお願いしたいと思ひませうが、よろしいでしょうか。
- （異議なし）
- では、よろしくお願い致します。
- それから、議事録署名人ですが、成清委員と竹井委員にお願いしたいと思ひませうが、よろしいでしょうか。
- （異議なし）
- では、よろしくお願い致します。
- 事務局 本日のような委員会につきましては、市の公開条例に基づきまして公開していくこととなります。この審議会につきましては、議事録を作成し、皆様方のご了解をいただきまして公開をしていくこととなります。また、公開方法につきましては市のホームページで予定しています。よろしくお願い致します。
- それでは、議事に入ります前に市長より審議会への諮問を行いたいと思ひませう。市長よろしくお願い致します。
- 副市長 柳川市都市計画審議会様、都市計画法第77条の2第1項の規定に基づき、次の事項について諮問します。
- 柳川都市計画道路の変更について、平成24年1月13日 柳川市長金子健次。
- どうぞよろしくお願い致します。
- ありがとうございます。副市長はこのあと公務がございませうので、ここで退席させていただきます。

それでは、これより議事に入りたいと思いますので、進行を大森会長にお願い致します。

大森会長

では、議事に入ります前に、本日は傍聴の希望がでておりますけど、傍聴のほうはよろしいでしょうか。

(異議なし)

傍聴者におかれましては、本会場に掲示しております遵守事項をお守りいただき、お静かに傍聴していただきますようお願い致します。これより先はカメラ撮影等は一切お断りをしておりますので、よろしくご協力お願い致します。

それでは、市長より諮問を受けましたので、これより議案に入りたいと思います。審議を行う前に事務局から説明を受け、その後皆さんからご意見を伺いたいと思いますのでよろしくお願ひします。なお、発言される際は、ご自分の名前を述べてから発言されるようお願い致します。

それでは、柳川都市計画道路の変更について、事務局より説明をお願い致します。

事務局

それでは、私の方から説明をさせていただきます。

柳川都市計画道路は、都市計画決定権者が福岡県の路線がございます。そのため、柳川市が決定する都市計画については議案、福岡県が決定する都市計画については、都市計画法18条に基づく意見の聴取となっておりますので、諮問となっております。したがって、議案については議決を必要とし、諮問については意見の有無を審議していただくこととなりますので、よろしくお願ひします。

では、これ以降は着席して説明させていただきます。

まず、都市計画道路の定義についてでございますが、都市計画道路とは、円滑な交通と良好な都市環境を形成するため、都市計画法に基づきあらかじめ道路整備に必要な区域を定めた道路のことです。柳川都市計画道路には、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路の4種類があり、その内幹線街路は、現在16路線、延長にして36.5kmが都市計画決定をなされております。

後方のスクリーンをご覧ください。

そのうち円グラフの黒色で示しています、54.0%にあたる、19.

6 kmが整備済みでございます。また、灰色で示しています6.0%にあたる、2.1 kmについては、現在事業中の路線となっております。一方で、赤色で示しています40.0%にあたる14.8 kmが、事業未着手となっております。そのうち右の棒グラフに示していますように、都市計画決定後50年以上が経過したものは、9.53 kmで、40年以上50年未満の路線は、4.96 kmで、事業未着手路線の9割を超える14.49 kmの路線が、長期未着手都市計画道路となっております。次に、今回見直しの対象となった長期未着手都市計画道路についてご説明させていただきます。

見直しの対象となる路線は、平成20年度に策定しております、柳川市都市計画マスタープランにおいて見直しを行うとしており、全部で7路線でございます。

都市計画マスタープランとは、都市計画法に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、住民の意見を反映させて具体的な都市づくりの方針を策定するものであります。

まず、①の**南徳益枝光線**ですが、徳益交差点南側の、現在整備中である国道443号バイパスが有明海沿岸道路に接続する交差点を起点として、柳川総合庁舎や警察署の前の通りである晴天浜武線と平行しながら西へ進み、吉富町において北に折れ、沖ノ端地区を縦断しながら北へ進み国道208号の枝光地区へ至る、延長が約4,910 m、代表幅員が16 mで昭和44年に都市計画決定されております。筑紫町の筑後中部魚市場前の通り、約730 mが整備済みであります、その外の区間については未整備で現道もございません。

続いて②の**柳河奥州線**ですが、こちらは今回の見直し対象路線でもあります、散田枝光線接続部の矢ヶ部小学校前附近を起点とし、市の中心市街地を南下し、県道高田柳川線の鳥の水地区に接続する、延長約2,220 m、代表幅員15 mで昭和30年に都市計画されております。全線について未整備であり、現道もございません。

次に③の**三橋筑紫橋線**ですが、こちらは、国道443号の三橋庁舎前附近を起点として、三橋京町通り線と平行しながら、柳川駅東部土地区画整理事業区域内、市役所前を経由し、沖端川の筑紫橋へ至る延長約3,760 m、代表幅員20 mで昭和30年に都市計画決定された路線であります。終点附近筑紫町のグッデイ前附近と柳川庁舎前から

川よしまでは整備済みでございます。
その外の未整備区間は現道もございません。

次に④の**散田枝光線**ですが、こちらは有明海沿岸道路の柳河付近を起点として、沖端川の沿い、南徳益枝光線の枝光附近へ接続する、延長約2,240m、代表幅員15mで昭和30年に都市計画決定された路線でございます。起点から約650mは沖端川の堤防道路である県道筑後柳川線と重複しています。その他の区間については現道はございません。

次に⑤の**柳河停車場線**ですが、廃止になりました国鉄佐賀線筑後柳河駅の駅前広場を起点とし、散田枝光線へ至る、延長約100m、代表幅員18mで昭和30年に都市計画決定された路線でございます。こちらも現道はございません。

次に⑥の**西鉄中島駅前通り線**ですが、移転計画がありました、西鉄中島駅の駅前広場を起点として、国道208号と交差して西へ進み有明海沿岸道路大和南 I.C 附近へと接続する延長約1,180m、代表幅員16mで、昭和44年に都市計画決定された路線でございます。

国道208号から有明海沿岸道路までは整備が終わっておりまして、残りの約330mの未整備区間については現道はございません。

最後に⑦の**西鉄中島北浦線**でございますが、こちらも移転計画がありました西鉄中島駅前の駅前広場を起点として南へ進み、国道208号へと接続する延長約450m、代表幅員12mで、昭和44年に都市計画決定された路線でございます。こちらも現道はございません。

以上の7路線が今回見直しの検討を行った路線であります。

次に今回、都市計画道路の変更を行うことになった背景について、ご説明させていただきます。

まず1点目として、当初決定時から40年以上が経過しているため、少子高齢化社会の進展や都市構造の変化、道路機能や役割の変化など、人口減少に伴い、都市計画道路の必要性に変化が生じていることがあげられます。

2点目としては、都市計画法第53条による建築制限が長期化していることがあげられます。

都市計画法第53条による規制とは、都市計画道路予定地内に建築物を建築する際は、県知事の許可が必要となるもので、許可される建築

物は、原則2階建て以下の木造、鉄骨、コンクリートブロック造などに限られます。また、市民意識が高まるなかで、地権者に限らず市民に対して都市計画道路の必要性について根拠ある説明が求められています。

3点目ですが、自治体を取り巻く財政状況が厳しさを増し、公共事業の効率化・重点化が求められるなど、事業実施環境が大きく変化している事などがあげられます。市では、これらの社会・経済情勢の変化に伴い、都市計画道路の見直しに取り組んできたところでございます。

このような背景を踏まえて、福岡県では、平成17年に「福岡県都市計画道路検証方針」を策定し、これに基づき、県内のすべての路線を対象に、都市計画道路路線カルテを作成し、路線の必要性等に変化が生じた都市計画道路で、地元との調整や関係機関との協議が整ったところから都市計画の変更を行うこととしております。

これを受け、柳川市では、福岡県都市計画道路検証方針に基づき、平成21年度より、有識者や関係団体の代表者などでつくる「柳川市都市計画道路検討委員会」を設置し、都市計画マスタープランに沿った都市計画道路の必要性・実現性等について評価・検証に取り組んできております。

長期未着手都市計画道路の評価・検証にあたっては、暮らしやすさ、利便性、安全、環境、まちの個性、効率性、交通量推計など、多角的な検証や、都市計画マスタープランの基本的な考え方を踏まえた市の将来像に適した検証を行ってきたところでございます。

こうしたポイントを踏まえながら、長期未着手路線ごとに、路線の位置づけや機能性、代替機能を有する路線があるかどうか等をまとめた道路カルテを作成し、道路ネットワークや将来交通需要などの視点から総合的な検証を行い、今回の見直し方針を決定したところでございます。

委員会における検証は、平成21年度末まで行い、平成22年4月には委員会から市へ、長期未着手都市計画道路の見直しに関する答申書が提出されております。

市では、委員会からの答申を十分踏まえ、市内部の関係部署による「都市計画道路庁内検討委員会」を開催し、都市計画道路見直し案を作成したところでございます。

以上のような評価・検証を行った結果、都市計画見直し案では、長期未着手となっている7路線のうち、青色で示しています、南徳益線の

一部と三橋筑紫橋線の2路線については、柳川市の主軸となる外環状道路や地域間幹線道路として骨格的な道路で、将来交通量も多いため、存続路線として引き続き道路機能の強化を図ることとしました。なお、三橋筑紫橋線の緑色の箇所については、検討委員会からは廃止が妥当であるとの答申を受けましたが、本地区が抱える狭隘道路等の問題もあり、市内部の検討委員会では、直ちに廃止は出来ない、再検討の必要があるということで、結論は現計画のままで当面存続としておりますので、今回の審議の対象からははずしております。

また、赤色で示しています柳河停車場線、散田枝光線、柳河奥州線、南徳益枝光線の一部、西鉄中島駅前通り線の未整備区間、西鉄中島北浦線については、市街地形成機能など、一定の道路機能は有しているものの、整備にあたっては費用対効果などの面で問題があり、交通処理を補完するなどの道路機能を代替できる路線等もあることから、廃止もやむを得ないという結論になりました。

また、平成22年6月に本案を市議会のほうに報告を行っております。平成22年8月9日～9月9日にかけてパブリックコメントを実施し、見直し方針について住民の方々の意見を聴取しました。

その後、関係機関の協議を経まして都市計画変更案（原案）を作成し、平成23年9月7日から2週間、原案の事前閲覧を行いました。

閲覧者は15名ございましたが公述申し出者はなく、公聴会は中止となっております。その後11月21日から2週間にわたり、再度縦覧を行いました。縦覧者2名、意見書の提出はございませんでしたので、本日、本審議会へ都市計画道路の変更案をご提案することとなりました。

次に、都市計画変更案について、ご説明いたします。

今回、ご提案する都市計画変更案は、都市計画法に基づく決定区分により、福岡県が決定する路線と、柳川市が決定する路線に分かれます。福岡県が決定する路線については、本審議会でご承認いただければ、1月31日に開催されます福岡県都市計画村議会で審議をしていただき、可決されれば県によって都市計画変更の告示が行われるものです。一方、柳川市が決定する路線につきましては、本審議会でご審議をしていただき、可決されれば、福岡県に同意請求を行い、県の同意を受けて、市が変更告示を行うものです。

それでは、まず福岡県決定の柳川都市計画道路の変更案についてご説明させていただきます。

お手元の資料1の1ページ「柳川都市計画道路の変更（福岡県決定）」

をご覧ください。

福岡県決定の都市計画道路の変更案については、計画内容の変更を行うものが2路線と、計画の廃止を行うものが2路線の計4路線となっております。

各路線の位置関係につきましては、図面1枚目と2枚目の総括図をご覧ください。

まず変更についてですが、一つ目は鬼童町枝光線であります。同路線は、冒頭の見直し対象路線のなかでご説明致しました、南徳益枝光線の起点部を大和町徳益から、柳川市鬼童町に変更し、それに伴い路線名及び延長の変更となります。また、平成10年の都市計画法の政省令の改正により、計画書のなかに車線数を明示することとなっておりますので、今回の都市計画道路の変更にあわせて、車線数を2車線と明示したほか、幹線街路との交差数などを改めたものでございます。

続いて、中島栄線ですが、これまでの名称が西鉄中島駅前通り線でありましたが、長期未着手となっていた区間を廃止するため、名称及び起点の位置、延長、幹線街路との交差数を変更するとともに、車線数の明示を行っています。

続いて、柳河停車場線と散田枝光線でございますが、この2路線については計画の廃止でございます。

計画の廃止については、資料1の2ページ「新旧対照表」をご覧ください。

この表の中にかっこ書きされてあるものとなないものとの二段書きになっている部分が、今回変更を行っている部分です。下段が変更前、上段が変更後となっております。

また、変更区域や構造については、図面の3枚目以降の計画図及び新旧対照図をご覧ください。

次に変更理由についてでございますが、戻りまして資料1の3ページから5ページをご覧ください。

まず、3ページの柳河停車場線でございますけれども、こちらは、旧国鉄佐賀線の廃止に伴いこの路線の必要性は低下しております、また、散田枝光線に接続してございまして、当該住宅地区からの円滑な交通の確保が期待できる路線であったことから今日まで存続をしておりますけれども、今回の見直しにより散田枝光線も廃止するということで柳河停車場線は廃止するものでございます。

続いて、鬼童町枝光線でございますが、南徳益枝光線は有明海沿岸

道路の徳益交差点の南側を起点として沖ノ端地区を經由し、国道208号の枝光地区へ至る路線であり、市内相互の交流を促進する環状道路として昭和44年に都市計画決定されました。しかしながら人口の減少によって、当初想定した交通需要に変化が生じたこと、また、既に整備済みである晴天浜武線等の道路網により本路線の交通機能は代替できるものと考えられること、さらに本路線の経由地である沖ノ端地区は柳川市の重要な景観、歴史資料が多く存在する美観地区であり、近年では歴史的なまちなみ等の優れた景観・文化などが保存することを求められていることから、本路線の未整備区間である、起点から晴天浜武線の交差部までの区間、延長約3,040mを今回廃止するものでございます。

この一部区間の廃止に伴い起点の変更を行うとともに、名称を鬼童町枝光線に改めます。また、都市計画を定める事項として、車線数の明示が追加されたことから、あわせて車線数の明示も行うものでございます。

次に、**中島栄線**です。

西鉄中島駅前通り線は、西鉄天神大牟田線中島駅の移設計画及び駅周辺の土地区画整理事業の構想にもとづき、昭和44年に有明海沿岸道路と中島駅を結ぶアクセスルートとして都市計画決定されております。

しかしながら、西鉄天神大牟田線中島駅の移設及び土地区画整理事業実現の見通しはたっており、必要性は低下していると考えられます。起点から国道208号に至るまでの区間、延長約330mを今回廃止するものです。この一部区間の廃止に伴い起点の変更を行うとともに名称を中島栄線に改めます。あわせて車線数の明示も行うものでございます。

5ページをご覧ください。

散田枝光線でございます。

散田枝光線は、本市中心市街地への通過交通の流入排除のため、昭和30年に都市計画決定されております。しかしながら、有明海沿岸道路等によって本路線の交通機能は代替できると考えられることから、今回廃止を行うものでございます。

以上が福岡県決定の柳川都市計画道路の変更案についてのご説明でございます。

続きまして、資料2、柳川市決定分についてご説明させていただきます。

市決定の都市計画道路の変更につきましては、1路線の計画の変更と2路線の計画の廃止を行うものでございます。

お手元の資料の2の1ページをご覧ください。

新規決定路線として「南徳益上宮永町線」としています。

図面1枚目、総括図(その1)をご覧ください。この路線につきましては、先ほどご説明致しました、県決定の廃止路線である「南徳益枝光線」の起点の変更に伴う廃止部分の起点部から柳川市上宮永町までの区間を新たに市決定として決定するものでございます。また、新規決定に伴い車線数の明示をするものであります。

路線の計画については、2ページの新旧対照表をご覧ください。

廃止する路線につきましては、全ての項目にかっこ書きとなっております、上段に横棒で標記しております。

下2段は、すべて廃止する路線であります。

廃止する路線の区域や構造については、図面4枚目の新旧対照図をご覧ください。これにつきましても同様に廃止部分は黄色で標記されております。

続いて、総括図に戻っていただきまして、柳河奥州線、次のページの西鉄中島北浦線の2路線につきましては、計画の廃止でございます。

次に変更の理由ですけれども、資料2の3ページをご覧ください。

まず、南徳益上宮永町線でございますけれども、先ほど県決定でご説明申し上げました、南徳益枝光線の廃止部分の内、みやま柳川インターから国道443号及び有明海沿岸道路を介し市街地及び観光地への流入促進機能を有する路線として、有明海沿岸道路の徳益交差点南側の起点から県道橋本辻町線の延長、約1,790mを今回決定するものでございます。

4ページをご覧ください。

続いて、柳河奥州線です、本路線は、本市中心市街地における南北交通の幹線道路の形成を目的として、昭和30年に都市計画決定されております。しかしながら、本路線は、川下りルート of 堀割と重なる区間があること、近年堀割や史跡、神社仏閣などの優れた景観や文化を保存する気運が高まっていることなどから今回廃止するものでございます。

最後に西鉄中島北浦線でございますけれども、西鉄天神大牟田線中島駅の移設及び土地区画整理事業の見通しがいいことなどから本路線は廃止するものでございます。

長くなりましたけれども、以上で柳川都市計画道路の変更案についての説明を終わらせていただきたいと思います。
ご審議のほう、よろしくお願い致します。

大森会長

どうもありがとうございました。
ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

池末委員

廃止する路線については、何十年も前に計画決定された路線であり、その間都市計画法53条の規制がかかっている、地権者の方は土地利用が制限されてきた、今回廃止するというのは大変な作業だと考えられる。
その間にも近隣での道路整備状況として、九州自動車道の整備、それに伴う八女インター、みやま柳川インターが整備され、九州新幹線も整備され筑後船小屋駅などが整備されている。
また、現在、有明海沿岸道路が整備されており、柳川市としても三橋町、大和町と合併もしている、そういった状況も踏まえた上での検討委員会での検討であったかと思うし、今回の見直し案としての結果であると思われるが、もうすこし具体的に説明をお願いしたいのと、今回の見直しは変更路線とあるが、実質廃止だと思う、今回廃止した場合、今後の柳川の道路ネットワークはどのように考えてあるのか、有明海沿岸道路が整備されているが、柳川市をただ通過していただくというのが心配される。また、都市計画道路は自動車の交通処理だけではなくて、歩行者専用やコミュニティー道路などいろんな形態の道路があると思うので、全体としてどういう考えがあるのかご説明をお願いしたい。

大森会長

ではまず1つめについて、事務局よろしいでしょうか。

事務局

まず1点目の検証のありかたについてですが、福岡県の検証方針に従って検証しておりまして、道路カルテを作成し、細かく検証を行っている、新規に整備されている道路等を考慮した市の総合計画等との整合を図り、目的を有しているか等の検証を行っている。また、都市計画マスタープラン策定時にも検証を行っている。
それと、2点目のご質問の回答にもなるかと思いますが、今回の廃止路線において、単純に廃止すれば将来の交通の流れの妨げになると考

えられることから、代替機能があるかどうかについても検証を行っておりますので、今回廃止する路線には、附近に代替機能を有する路線が整備されているという事を確認した上で廃止としている。

その外にも事業の実現性についても検証を行っており、多角的な検証を行っております。

2つめのご質問ですが、廃止した場合の道路ネットワークについてですが、今後の交通量の推計を行い、未着手都市計画道路が廃止されても、現在整備している道路網で処理できるので問題ないとの検証結果がでてい、このような検証結果をふまえて今回の見直し案を作成しております。以上です。

大森会長

もう1つの有明海沿岸道路との関係についてはどうでしょうか。インターチェンジ（I.C）もいくつか出来ると思いますが。

事務局

有明海沿岸道路は柳川市の大部分は側道が設置されており、I.Cもハーフインターであるが設置されている、沿岸道路を通過するだけではなく、インターで降りて側道を介し市内に入っていける。側道が都市計画道路に接続しているところもある。

大森会長

I.Cは何カ所設置されていますか。

事務局

柳川西 I.C、柳川東 I.C、蒲船津 I.C、徳益 I.C、大和北 I.C、大和南 I.C が設置される。

大森会長

池末委員、よろしいでしょうか。

今回の廃止路線は、全て現道はない、既存の道路はない区間となっております。その点もご理解いただければと思います。

立花委員

計画されて40年、50年、地権者の方々が辛抱されてあったと思うが、私はそういう話を聞いたことがなかった。おそらく道路計画を知らない方もおられると思うし、今回の廃止も知らない方もたくさんおられると思う、今後の道路網についても考える必要はあると思うが、先ほどから話がでてい、有明海沿岸道路は40年前に既に計画があったのかどうか、もし最近の計画決定であれば、今回の見直し路線の長年出来ない道路よりも先に整備されているというのが、時代の流れ、道路の必要性の変化ということなのか。

事務局	<p>今回の見直し路線は全てが40, 50年前に決定されておりますが、見直しの検討というのは今回が初めてであります。</p> <p>その間新たに決定され、整備された路線がございます。そういったことも含め、今回の見直しで廃止という結論に至っている。</p>
池末委員	<p>今回の廃止を見ると、必然的に新たにルートが決定されるのでは、と感じるが、そういった計画はないのか。</p>
事務局	<p>今現時点で、新たに都市計画道路の決定予定はございません。</p>
中村委員	<p>今現在で整備されなくても問題ないとの検証結果があれば、それを元に廃止するというのは別にかまわないのでは。</p> <p>将来は将来で、その時代の方々に検証すれば良いと思う、現時点では今回の変更案で問題ないと考えるが。</p>
池末委員	<p>廃止がダメだと言っているわけではなくて、心配だと思うのは、長い間都市計画法53条の規制がかかっており、当時高層マンションを建てたかったが規制により建てられなかった、という方々、住民に説明する必要があると思う。何か説明又は住民からの意見はないのか。</p>
事務局	<p>パブリックコメントや事前閲覧、縦覧を行ったが、特段意見等はなかった。今回（存続路線であるため）審議の対象から外している三橋筑紫橋線に対してはいくつかの意見があった。</p>
立花委員	<p>今回の見直し路線と有明海沿岸道路との計画決定時期の関係であるが、沿岸道路はいつ計画決定されたのか。</p>
事務局	<p>平成11年に決定している。</p>
立花委員	<p>ということは、必要であれば整備されている。今回の廃止路線も将来必要であればまた計画決定するということか。</p>
事務局	<p>今回の廃止路線を再度決定することはない。別のルートで計画決定することは考えられる。</p>

発言者**発言内容**

竹井委員 廃止ということは今まではなかったのか。

事務局 近年では廃止した路線はない。

大森会長 ほかに意見はございませんでしょうか。

ご意見がないようでしたら採決に移りたいと思います。本義案は、福岡県決定の路線と柳川市の路線がございますので、まず、福岡県決定路線についてお諮りしたいと思います。

「柳川都市計画道路の変更」（福岡県決定）について、原案どおり承認することにご異議はございませんか。

（異議なし）

大森会長 ありがとうございます。では、ご異議がないものと認め、そのように答申致します。

続いて、柳川市決定路線についてお諮りしたいと思います。

「柳川市都市計画道路の変更」（柳川市決定）について、原案どおり決することにご異議はございませんか。

（異議なし）

大森会長 ありがとうございます。ご異議がないものと認め、原案どおり決することとします。

大森会長 では、次の議題に移らせていただきます。景観法第 9 条に基づいて、柳川市景観計画（案）について、都市計画審議会において意見聴取をいたします。

事務局 柳川市景観計画（案）について説明。

大森会長 ありがとうございます。今ご説明いただきました、柳川市景観計画（案）についてご意見はございませんでしょうか。

山田委員 柳川の景観づくりもさることだが、少し前の話になるが柳川の建造物について、白壁のようなものを作ったら市から補助が出るという制

度は今も残っているのか。

事務局 旧柳川市でつくっていた伝統美観保存条例のことだと思うが、その分については、合併後の今も続いている。今回景観計画を策定中で、その中に伝統美観保存条例を取り込むがその補助の部分については、今のところまだ煮詰まっていない。

山田委員 産業経済委員会で視察に行った際に聞いたりしているが、条例を作って補助金を少しでも出してまちなかを変えていこうという動きが多くなっている気がする。柳川はそういう部分が少し見えない。もう少し積極的にアピールしながら景観づくり柳川の古いまち並みを残していくことに精力を注いでいくべきでは。今後の動向はどうなるのか。

事務局 今回の景観計画、景観条例ではまだそこまで至っていない。市の財政面等に配慮しながら今後検討していきたい。64 ページの行政の施策展開イメージだが、行政が整備するのはもちろんだが、住民の皆様に景観に気付いてもらうことからきちんと始めていきたい。その中で必要な補助等に関しては今後随時検討していく。

山田委員 まちづくりは早急にできる問題ではないので、少しずつ手心を加えながらやっていくものだと思う。見えないようでは…柳川はどういうまちづくりをやっていくかをきちんと出してもらいたい。景観計画や景観条例とは少し違うかもしれないが、少しずつ1歩1歩昔の柳川を取り戻してもらいたい。今の柳川にはどこに昔の面影があるかと人に聞かれても思い浮かべることがない。掘割は残っているが。早急に柳川のまちづくりをどういうふうにやっていくかを明確に出して、補助をできるものは少しでも補助をして、何か残していく、新たな建造物を作るにしても昔の佇まいを取り戻すような景観づくりをということを住民にも積極的にアピールしていただきたい。

大森会長 景観法はどちらかといえば規制法で、いいまちをつくるために規制をすることを目的としている。景観法をきちんと位置付けておれば、次の段階、どういう事業をするのかというときの基本になる。これを持っていれば、いろんな事業が展開できる。また財源を伴うものに関しては、メニューがそれぞれ国交省、文化庁、農水省などにあるのでそういう事業を活用して実現していくことになると思う。

立花委員 300年400年前のものでこれから300年400年先も残していかなければならない掘割などは柳川にとってだけではなく日本の財産でもあると思う。だからこれから民間の人に協力などお願いするのは絶対必要だと思うが、行政としてこれは金をかけてでも絶対後世に伝えなければならぬ、残さなければならぬもの、この辺は変わってもよく新しい柳川の顔にしようというその辺のきちんとメリハリをつけて。何でも残そう何でも規制をかけようとしてもできない。

成清委員 立派な計画ができたことをどうやって市民に知らせるのか。景観というのは行政がしっかりやっても成功するのか。市民すべてがそういう気持ちにならないといけない。計画をどうやってアピールし、地域住民に徹底するのが大事だと思うので、その辺をしっかりとやってもらいたい。

柳川によそにないような風景があるのが有明海。海の中は整備されている。海苔網があって、夕日が多良岳に落ちる風景はよそにはない非常に立派な景観。しかし、陸を見ると果たして観光客を誘導したときに喜ばれる風景か。せっかくの宝の有明海、日本にはほかにはない場所なので堤防沿いの整備も必要。昭代から大和まで堤防の上を歩いたときにこれは反省するべきではないか。

あと、これが大事なところだが、柳川市が条例として作り、国や県が許可をおろす場合、どちらが優先するのか。どちらかが優先するのであれば、県などしっかりと話し合いをしながらやっていかないといけない。事務局でしっかりと話し合い、他の団体ともしっかりと話し合ってほしい。こういう事例はいくつかある。海や農地は清掃などしっかりとやっている。問題は行政。国や県、地域住民との絡みをしっかりとやってもらいたい。そうしないと、せっかく立派な計画を作っても実現しない。何が柳川にとって大事か。文化、観光が一番主になる。東京に行って何が看板に使ってあるか。川下りや有明海の夕日が目につく。柳川はまだまだ伸びていくまちだと思うので、特によくお願いしたい。特に答弁は必要ない。

大森会長 法律なので、これが最優先する。県であろうと国であろうとこれに従わなければならない。

事務局 周知の方法は、3月議会に上程予定で、その後2~3か月の周知期間を置いて施行する。その間、住民説明会なども小まめに開催する予定

である。建築機関、検査機関等とも連携を取りながら景観計画が機能するようにしていきたい。計画書の 64 ページにあるように、景観啓発冊子やホームページの活用、イベント等で周知を図っていきたい。また市民活動の支援体制についても検討しながら、住民の皆様が動きやすいようにしていきたい。啓発冊子については、昨年 5 月に全戸配布し、今年度も第 2 弾の配布を予定している。

堤防沿いの景観などについては、計画書の中でも雲仙岳や多良岳を望む風景は地域の特徴的な景観として重要な景観を有していると考えている。その内側の農地についても営みの景観として保全すべき景観と考えている。

国や県との関係については、54、55 ページの景観重要公共施設の整備に関する事項ということで設定している。今回は景観重要道路と河川について指定を考え、道路に関しては、有明海沿岸道路、国道 208 号、国道 443 号、大牟田川副線。河川に関しては、矢部川と筑後川を指定して整備については景観に配慮してもらえるよう国や県と協議をしている。また今後は二ツ川や沖端川も将来指定を検討する箇所として、次の段階として準備を行っている。そのほか景観重要公共施設には、海岸や港もあるので、必要に応じて順次設定を検討していきたい。

成清委員

公共施設は立派にされるからよい。個人がやる分にしっかり目を光らせておいてもらいたい。

竹井委員

せっかく景観を計画されているから、柳川には点で武家屋敷があるが、それを線として武家屋敷通りなど、そこまでもっていくような計画を作ってもらいたい。それと、皆さん川下りをされると思うが、私たちは環境の面から二ツ河校区の上流のしい門から下る。水のきれいに皆さんびっくりされる。どこから水が濁っていくかもはっきり分かる。なぜそう濁っていくのかも行政側はしっかり確認して認識して指導をしていけば、もっと柳川の水もきれいになると思う。上流からの点検、水をきれいにする努力をぜひしていただきたい。

山田委員

景観条例で高い建物を作らない、16 メートル、10 メートルと出ているが、あまり規制をしすぎると土地の評価が下がるのではないかと危惧する人もいる。その辺も今後の検討課題ではないかと思う。また景観も外から眺めるだけ、建物だけではなく掘割を眺めた場合の景観も条例の中に組み入れていくべき問題ではないか。水の濁り方もどこか

ら濁るかはっきりしているので、どういう風にしたら柳川の景観づくりができていくか。規制すれば土地の評価が下がり人が住めなくなることを危惧する人もいるのでケースバイケースでやるべきではないかと思う。執行部で十分検討して景観条例を作成してほしい。

事務局

高さについては、こういう問題もあるので景観計画策定委員会の方には不動産関係の方にも入っていただいて議論を行っていただいている。また、まちづくりという部分では、都市計画マスタープランの中では駅周辺あたりに人口を集める、コンパクトシティという考え方から歩いて暮らせるまちづくりということで人口を集中的に集める地区というのは、もう少し駅寄りに設定しているということもあって、今回の10メートル、16メートルの区域を考えている。それから水に関しては、計画書の4ページで関連分野との連携を重視するとしている。柳川市の良好な景観形成にあたっては、今回の景観計画や景観条例のできる部分、それ以外の連携で取り組んでいく部分、それと住民や事業者の皆様の取り組みでできあがっていく部分があり、これらが一つになったところで良好な景観が形成されていくと考えている。水については、この中の農水といったあたりで水路課が担当している「掘割を生かしたまちづくり行動計画」と連携していこうと考えている。

竹井委員

水が濁るのは川下りの出発点以前。ある地区から突然濁る。そこを行政が把握して指導をしてもらいたい。

大森会長

直接この景観計画とは違う…

竹井委員

水は柳川の中で切っても切れない、重点項目の一つ。

—「水があつての景観」との声あり

池末委員

確かにすばらしい景観計画。景観計画そのものが壮大なスケール。こういう取り組みはすばらしいことだと思うが、決定時期としては、3月議会に上程してその後施行とのことだが、計画を作ったら早く効力が発揮できるようにやっていただきたい。計画を作ることも大事だがもっと大事なのは、実現に近づけること。最後のページに第1段階第2段階第3段階と書いてあるが、これにとらわれず、誘導施策を最大限考えていただきたい。景観法は規制する法律、ある意味では。だから

行政の力も必要だが市民の協働が根底になければならない。市民と協働でやっていくことを最大限考えていただきたい。建築協定、緑化協定とあるが、本当に規制をかけてやっていくということであれば地区計画の方がいいかもしれないというのも検討していただければ。建築協定というのはあくまでも同意型の協定なので確認申請を出したときには抜ける。更新する場合には全員の同意がいる。混在した建物もいっぱいある。実現に向かうためにこれよりもより多くの施策を考えていただければと思う。

大森会長

要望が出ましたのでよろしく申し上げます。水に関しては、5ページの「掘割を生かしたまちづくり行動計画」の中に「水環境の保全という基本方向を定め」ということも書いてあり「水環境の管理体制の整備促進」とも書いてあるが、これをきちんとやっていくということで、それを表明していると読んでよいか。

事務局

よい。

山田委員

視察に行き、あるところで食事をして、柳川からまちづくりや景観を視察に来たと話したら、そこのご主人がまちの中を案内してくれた。市民も盛り上がってやっているという話で、そこのご主人だけではなく、まちの中はほとんど皆さんそういう風にアピールしているとのことだった。市民に知らせることは一つの方法だと思う。今の柳川には足りない。いいものをこしらえるには市民の認識も必要。そのまちでは、市民みな同じ認識で時間はかかるがその土台を築いていこうとしているとの話で、市の指導が行き届いているのではないかと認識した。柳川もなまこ壁の補助などあまり知らない。市民にアピールして、なまこ壁は金額もかかるので、柳川のまちづくり景観づくりをしていただきたい。市民がこぞって、よしやろうという意識が高まらないことには、まちづくりもできないし、景観も損なう。ぜひ、指導をお願いしたい。

立花委員

これがきちんとできることによって逆に土地の評価というのは上がってくるのではないかと思う。柳川の中で問題が出ているのは、柳川の人ではなく、よそから来て商売上などでやっているだけ。高い建物など。個人の家は本当に問題ない。個人の人が川沿いに家を建てるときは、道路の方ではなくて川沿いの方が表のようで景観を楽しむ、一

緒になって取り組むようでありがたい。土地の評価もさることながら柳川の評価が下がらないように、ぜひ願います。

大森会長

意見としては「水ということについてももう少しきっちり位置付けをしてほしい」ということと「住民への周知についてしっかりやってもらいたい」の2点だと思うので、事務局よろしく願います。

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、長時間にわたり熱心なご審議を行っていただき、誠にありがとうございました。

なお、議事録の署名人の指名をさせていただいた委員さんは議事録の署名をよろしく願います。

本日はどうもありがとうございました。